

沖縄県土木建築部における事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関する取扱い

〔平成24年10月23日
土企第1660号〕

[沿革] 平成26年4月14日改正、27年3月13日改正、28年2月17日改正、28年5月19日改正、28年9月6日改正、28年12月20日改正

沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る総合評価一般競争入札試行要領（平成18年9月29日土企第1035号。以下「試行要領」という。）及び沖縄県土木建築部発注の建設工事に係る施工体制確認型総合評価一般競争入札試行要領（平成19年6月25日土企第742号。以下「施工体制要領」という。）に基づき、電子入札システムにより実施する総合評価一般競争入札のうち、入札参加資格審査を開札後に行う方式（以下「事後審査型」という。）を試行するにあたり、試行要領及び施工体制要領に定めるもののほか、手続きに関し必要な事項について下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 対象工事

沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領に基づく一般競争入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）において、事後審査型総合評価一般競争入札を行うものとして決定された工事とする。

2 入札の公告

契約担当者（沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号。以下「財務規則」という。）第2条第7号に規定する契約担当者。以下同じ。）は、当該入札が入札参加資格審査を開札後に行う方式であること及び電子入札案件であることを、入札公告にて周知するものとする。

3 入札の参加申請

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（簡易型においては別記様式4に係る補足資料を必要に応じ提出する。）（以下「申請書等」という。）を、原則、持参により監督課（所）長へ提出するものとする。

※申請書等の記載内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、開札後、12に基づき、落札候補者及び証明資料の提出を依頼された者のみ後日、提出するものとする。

なお、事後審査（自己評価）型において入札に参加しようとする者は、自己評価表を原則、持参により監督課（所）長へ提出するものとし、申請書等及び証明資料については、開札後、12に基づき、落札候補者及び証明資料の提出を依頼された者のみ後日、提出する

ものとする。

4 入札参加申請書の受付通知

契約担当者は、公告に定める提出場所において申請書等又は自己評価表を紙で受け付けた場合は、申請書等又は自己評価表に受領した旨の印を押印した上で、その写しを申請者へ交付するものとする。

5 共同企業体資格審査申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領（平成元年3月10日土総第2402号。以下「取扱要領」という。）に基づき、特定建設工事共同企業体を対象とする建設工事の場合は、取扱要領に定める「特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号）」に「特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）」及び「委任状」を添付し、公告に定めるとおり提出するものとする。

6 入札保証金の納付

財務規則第100条の規定により、入札保証金を納めなければならない工事については、建設工事における入札保証に関する取扱要領（平成23年3月31日土企第2582号）に基づき、契約担当者は、入札保証金の納付について詳細を公告にて周知するものとする。

7 技術力等の審査・評価

3により申請書等の提出を受けた監督課（所）長は、試行要領第4条の2で定める落札者決定基準に基づき速やかに技術力等の評価を行い、技術審査会の審査・評価を経て、各申請者の得点を仮決定するものとする。

事後審査（自己評価）型においては、申請者から提出された自己評価表に基づき技術審査会又は決裁を経て、各申請者の得点を仮決定するものとする。

なお、申請者毎の得点については、開札予定日時までに電子入札システムへ登録するとともに、申請書等に記載漏れ等がある場合は入札参加資格がないものとし、「技術審査会における審査結果報告書（無資格者報告書）」を作成し、開札事務担当者へ報告するものとする。

8 入札書の提出

電子入札による入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を電子入札締切日時までに、時間的な余裕を持って提出するものとする。

また、紙入札による入札参加者は、工事費内訳書を電子入札締切日時までに、また、入札書については、公告に定める日時までに指定された場所に提出するものとする。

9 入札の辞退

3の申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札による入札参加者は公告に定める入札締切日時までに入札辞退届を郵送又は持参により提出するものとし、電子入札による入札参加者については、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。

10 落札候補者の選定

契約担当者は、試行要領に基づき、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の有効な価格をもって入札を行った者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札候補者とする。

また、「技術審査会における審査結果報告書（無資格者報告書）」で報告があった者については、その者の行った入札を無効とした上で、ファクシミリにより入札参加資格がない理由を付して通知するものとする。

11 落札決定の保留

契約担当者は、落札候補者について入札参加資格を審査し、総合評価を行うため、落札決定を保留し、その旨を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。なお、紙入札による入札参加者には、開札時に落札決定を保留する旨、口頭で伝えるものとする。

12 証明資料（事後審査（自己評価）型においては申請書等も含む。以下同じ。）の提出

契約担当者は、最高評価値者から順に原則3者確保できるまでの順位の者に対して、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を送付し、試行要領第13条の2第2項で定める証明資料の提出を依頼する。なお、紙による入札参加者には、書面にて依頼するものとする。

ただし、証明資料の提出を依頼された者が、期限までに提出しない場合は、入札参加資格がないものとする。（証明資料を提出する場合は、総合評価方式の運用（案）で定める別記様式10を表紙としてページを付して提出するものとする。）

13 施工体制の審査

契約担当者は、証明資料の提出を依頼した者のうち、その入札価格が沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（平成10年7月29日土総第895号。以下「低入札調査要領」という。）に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上に繋がるかを審査するため、開札後、「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」に特記事項を記載し、低入札価格調査制度に係る追加資料（以下「追加資料」という。）の提出を依頼するものとする。

追加資料の提出期限は、通知日の翌日から起算し2日後（土日、祝祭日を除く。）とする。

なお、契約担当者は、低価格入札者から追加資料の提出を受けた場合はヒアリングを実施するものとし、その日時については当該低価格入札者へ追って連絡するものとする。ヒアリングの実施にあたっては、出席者の中に配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者と合わせて最大2名とする。

14 証明資料に基づく入札参加資格の事後審査

- (1) 当該工事を所轄する主務課長及び事務所長は、落札候補者及び証明資料を提出した者全員について、入札参加資格の事後審査を行うものとする。
なお、最高評価値者が2者以上いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、上位の者から順に事後審査を行うものとする。
- (2) (1)の事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位が入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として事後審査を行うものとする。
なお、事後審査の結果、当初証明資料の提出を依頼した者全員が入札参加資格を有していないことを確認した場合や、資料の不備等により評価値の減点があり、当初証明資料の提出を依頼した者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行うものとする。
その際、新たに証明資料の提出を求める場合には、12の前段の方法により行うものとする。
- (3) 当該審査における入札参加資格の有無の確認は、証明資料の提出をもって行うものとする。
- (4) 当該審査における入札参加資格の有無の確認結果については、資格委員会の審議を経るものとする。

15 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

- (1) 契約担当者は、14に定める入札参加資格の事後審査の結果、最高評価値者が入札参加資格を有する適格者であると認めた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。
なお、入札参加資格が確認された適格者への資格確認結果の通知は、落札者決定通知書をもってこれに代えるものとする。
- (2) 契約担当者は、14の事後審査を行った落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、その者の行った入札を無効とした上で、当該落札候補者に対して電子入札システムにより入札参加資格がない理由を付して通知するものとする。ただし、紙入札による入札参加者には、沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成6年7月27日土総第736号）で定める「一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）」により通知するものとする。

16 入札参加資格がない者に対する理由の説明等

- (1) 契約担当者は、入札参加資格がない者に対して、資格がないと認めた理由を付すとともに、10又は15(2)の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者がその理由について説明を求める場合は、契約担当者に対し書面により行うものとし、郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けないものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日

から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、沖縄県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領（平成18年7月20日土企第723号）に定める書面をもって回答するものとする。

- (4) 契約担当者は、(3)の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。
- (5) 契約担当者は、入札参加資格がないと通知した者に入札参加資格があると認められるときは、(3)の回答と併せ、資格委員会の審議を経て、落札決定の通知をするものとする。

17 その他

この取扱いに定めるもののほか、事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関し必要な事項は、別に定める。